

令和5年2月定例教育委員会会議録

○日 時 令和5年2月15日（水） 午後3時～午後4時35分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 布川 敦

1 番 百瀬 克浩（教育長職務代理者）

3 番 中村 公俊

4 番 齋藤 美緒

○欠席委員 2 番 清野 康子

○出席議事説明職員氏名

教育部長	本間 明	参事兼管理課長	清野 健
学校教育課長	成澤 和則	学校教育課指導主幹	渡邊 智
社会教育課長	沼沢 紀恵	社会教育課文化財主幹	五十嵐 恭子
中央公民館長	熊坂 めぐみ	図書館長	武田 綾子
スポーツ課長	阿部 三成	学校給食センター所長補佐	飯野 剛

○出席事務局職員氏名

管理課庶務主査 奥山 真裕

【会議次第】

1 開会

2 市民憲章唱和

3 会議録署名委員の指名

4 議事

日程第1 議第2号 鶴岡市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

日程第2 議第3号 令和5年度教育委員会基本方針について

日程第3 議第4号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について（非公開）

①令和4年度教育費3月補正予算について

②令和5年度教育費予算について

5 報告事項

（1）芸能のつどいについて

（2）藤沢周平記念館館内朗読会、作品題名書道展について

（3）旧鶴岡病院の解体と跡地活用について

（4）中央公民館3月実施事業について

（5）新給食センター整備構想（案）について

開 会（午後3時）

教育長 　　ただいまから2月の定例教育委員会を開会する。市民憲章唱和は省略する。本日の会議録署名委員は、1番委員にお願いする

　　それでは議事に入る。はじめに、日程第1議第2号について、事務局より説明をお願いする。

管理課長 　　議第2号について説明する。

　　このたびの改正は、鶴岡市教育委員会傍聴人規則第2条の「傍聴の禁止」について、第1号の「精神に異常があると認められている者」を削除し、第2号以降を1号ずつ繰り上げるものである。

　　改正の理由は、令和5年1月12日付で文部科学省から各自治体の教育委員会へ出された通知書において、当該規程が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる障害者差別禁止法の第7条第1項に定められている「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」に抵触するものであり、共生社会の実現に向け、当該既定の見直しなど必要な対応をとるよう依頼があった。

　　そのため、同法の趣旨に鑑み、文部科学省からの通知に則り改正を行うものである。

　　教育委員会事務局において傍聴を定めている規則は、同規則のみだが、関係課で所管する会議において、同規則を内規的に準用している場合もあることから、教育委員会事務局内部で規則改正とその趣旨について周知し、今後、障害者に配慮した適切な会議運営が行われるよう対応する。この規則は、令和5年3月1日から施行する予定である。

教育長 　　ただいまの議第2号について、ご意見、ご質問等はあるか。

　　なければ、賛同の方は挙手をお願いする。

委員 　　（全員挙手）

教育長 　　全員挙手により可決された。

　　次に、日程第2議第3号について、事務局より説明をお願いする。

管理課長 　　議第3号について説明する。

　　来年度の基本方針について、昨年10月の定例教育委員会で原案を提示し、頂いた意見を踏まえ最終案の取りまとめを進めてきたが、先ごろ来年度予算の最終内示があったことを受け、このたび正式に提案するものである。

　　改めて全体の説明は省略し、変更部分について説明する。なお、10月に委員が指摘された点への対応については、別表にまとめているので確認をお願いする。

その他の変更点について、学校教育課から順にご説明する。

学校教育課長

資料の溶け込み版をご覧いただきたい。

1 (1) ①イで教育ICT活用研修の後に「等」を入れた。ここでは教育委員会が開催する研修を明記しているが、他にもあることから「等」を追加したものである。2ページ下の⑤は、「学校における」と修正し、オとして「学校を支える外部人材の配置」を入れた。

1 (3) は「社会力と思いやりの心を育てる教育活動及び生徒指導の充実」とし、②「「いじめ」・「不登校」の発生予防と的確な対応」だけに限定し内容を記載した。エには「定期的な教育相談やアンケート」を記載した。③に「生徒指導の充実」を掲げ、「生徒指導の三機能に留意した指導」と「Q-U」による学級づくりを記載した。

1 (4) は「「ふるさと鶴岡」を愛する心を育む教育の充実」を独立して掲げた。③は、来年度、笹川平和財団から補助を受けて実施する海洋教育推進事業について記載した。これは、加茂地区に海洋教育の拠点となる渚の交番が6月にオープンすることに伴い、海での体験活動プログラムを渚の交番や海洋教育地域創生協議会等から開発・運営していただき、小学生の海に親しむ体験活動の充実を図る。

1 (5) ①は、体育の目標である「心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現につなぐ体育の充実」と修正した。また、(6)では、「個」でなく「一人ひとり」と修正した。

1 (9) ①アは、来年度、コミュニティ・スクールを新規に8校で実施する予定である。

1 (10) は、市教育委員会が行う「鶴岡型小中一貫教育の基本計画策定」と「国際バカロレア教育プログラムの調査・研究」を文章の前に置き、県教育委員会が行う中高一貫校開校準備委員会への協力を後ろに置いた。

社会教育課

2 (7) ②はアとイに分けた。アは令和5年11月16日に開催されることによる。

3 (2) ①イ・エ・オ、③ア、⑥ア、⑦イ・ウに「の実施」「の推進」など、事業名で終わっていた記述に必要な文言を追記した。

スポーツ課長

4 の書き出し部で、新型コロナウイルス感染症における対応として、「感染症の影響下においても、各種感染防止対策を講じつつ各種大会等の安全な開催を図り」と修正し、対策をした上でスポーツ活動を止めない方針を示している。また、本市のスポーツ推進計画は、令和5年度が10年間の計画期間の最終年度となるため、これまでの取り組みを検証し、令和6年度から第2期スポーツ推進計画の策定に取り組むという一文を加えた。

4 (1) ②アは、アクティブチャイルドプログラムなどを通したという

部分を削除し、幼児期における身体活動を様々な角度から促進する表現としている。また、ウは、学校教育の部分に含まれていたことから「休日における運動部活動の地域移行の支援」に改めている。

④は、「関係部署と連携し」という一文を追加し、庁内の福祉部署や市内福祉団体等と連携しながら進めていく。

4(2)①カは、「暴言」と「ハラスメントの防止」を追加し、スポーツ倫理の徹底を図っていく。

4(3)②エは、「市の施策として支援が必要な利用者に対する施設使用料減免の推進」を追加し、運動部活動の地域移行についても対応する。

4(4)②は、委員から指摘された「賑わいづくりの推進」という一文を追加し、②クは、プロスポーツとの連携として女子バレーボールチーム「アランマーレ」との連携に修正している。これは、本市とアランマーレが昨年7月に相互支援協定を締結し、地域振興、スポーツ振興を図ることを目的としていることによる。

教育長

ただいまの議第3号について、ご意見、ご質問等はあるか。

1番委員

4(2)①カについて修正いただいたが、スポーツ庁では暴力、ハラスメント等の根絶、また、日本スポーツ協会では、暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為の根絶を掲げており、本市の方針と国等の方針が合致することとなり、事務局に感謝申し上げます。

来年度に向けてだが、東京オリンピック・パラリンピック運営に関わる談合事件など、ガバナンス、コンプライアンスにおける問題等が発生している。そのような現実を踏まえ、提案として4(1)から(4)と並べる形で、例えば「スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上」という項目を設け、その中に「スポーツ団体の運営の透明性確保」「スポーツにおける暴力、ハラスメント等の根絶」「コンプライアンスの徹底」を入れるとともに、必要に応じ「アンチドーピングの啓発」などを入れて、スポーツ全般における方針として掲げるなど検討いただきたい。

教育長

例えば、4の書き出し部分に総論として入れることも可能と考えるが、来年度の検討課題としたい。

ほかにご意見、ご質問等はあるか。なければ、賛同の方は挙手をお願いする。

委員

(全員挙手)

教育長

全員挙手により可決された。

次に、日程第3議第4号は議会上程前の議題のため、非公開とすることに異議はないか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしと認め、議第4号を非公開とする。

(会議録は別記録とする)

教育長 それでは報告事項に入る。報告事項（１）及び（２）について、事務局より一括で報告をお願いします。

社会教育課長 邦楽邦舞合同公演第51回芸能のつどいについて、例年３月に開催されていたもので、今年は３月５日（日）に中央公民館で開催する。旧文化会館の開館時からの催しで今回で51回となり、地元の邦楽邦舞団体が日頃の練習の成果を発表する機会となっている。６団体が公演し入場料は500円だが、市の予算ではなく参加費など全て自主財源で開催する事業である。

藤沢周平記念館館内朗読会について、藤沢作品に親しんでいただく機会として平成25年度から開催しており、２月と３月に地元劇団のOGから館内サロンを会場に朗読を行う。昨年７月、８月に開催した朗読会の第２弾である。２月25日（土）の会は申込みを２月２日から行い定員の残りは1名である。３月25日（土）の会は３月２日（木）から申込みを受付ける。リピーターに加え新規参加者もあり好評を得ている企画である。

藤沢周平記念館作品題名書道展について、若い方から藤沢作品への関心を高めていただく機会として、鶴岡中央高校書道部の部員の方が藤沢作品を読み、感じたままに作品題名を色紙に揮毫してもらおう。また、藤沢作品の感想も披露する。３月３日（金）から28日（火）まで記念館内のミニギャラリーで行う。

教育長 ただいまの報告についてご質問、ご意見等はあるか。

なければ次に、報告事項（３）について、事務局より報告をお願いします。

スポーツ課長 旧鶴岡病院の解体と跡地活用について、本市では同病院の早期解体等について、市の最重点要望事項として平成27年度から県に要望してきたが、県の病院事業局では、財政的な面から早期解体が困難な状況がこれまで続いてきた。本市から県に同病院跡地の活用策として人工芝サッカー場を整備する案を提示してきたが、県から本市へ土地建物を無償譲渡することが提案されている。これまでの県との協議では、同病院建物解体や人工芝サッカー場整備にかかる費用負担について、県と市の双方が応分の負担をすることで予算化することを確認している。

具体的な案件等についての確認事項だが、県が解体に係る実施設計と院内什器処分を行い、市が財産取得後に解体工事の実施主体となる。解体工期は約30か月を見込み、解体工事費は県と市が負担するものである。人工芝サッカー場は実施設計と整備工事は市が実施主体となり、整備にかかる後期は12か月を想定し、工事費は市が負担する。

整備概要案として、配置図のとおりサッカーコート１面に、サブコート、管理棟、夜間照明設備の設置を計画している。人工芝サッカー場施設

整備により地域活性化を図り賑わいの創出を目指す。なお、整備推進上の課題として、病棟敷地と他の敷地に高低差があり、できるだけ経費を抑える観点から切土はせずに病棟敷地を駐車場として活用すること、また、アクセス道路は今後、県に道路拡張を要望していくものである。

概要は現時点のものであり、今後の調査等によって内容が変更する場合があることを申し添える。

教育長

ただいまの報告についてご質問、ご意見等はあるか。

1 番委員

サッカースタジアムではなく人工芝サッカー場の整備とのことだが、観客を入れて公式大会などが開催できる施設となるのか。屋内施設のただちゃアリーナが建設され、次に屋外施設のサッカー場が整備されるわけだが検討経過をお聞きしたい。また、土地建物の無償譲渡は県から提案があったものか。山形市のあかねヶ丘陸上競技場は無償貸与と聞いている。

スポーツ課長

県に対し旧鶴岡病院の早期解体と跡地活用をセットで要望してきた。以前は要望書にサッカースタジアムと明記していたが、県では天童市にモンテディオ山形の新しいホームスタジアムを整備することを決定した。そのため3年前から、県への重要事業要望ではサッカースタジアムもしくは人工芝サッカー場と併記し、両方の可能性について探ってきたが、あくまで整備の主体は県と要望してきた。しかし県のスポーツ推進計画において、人工芝サッカー場施設については、各自治体が整備すべきものと明記されており、県教育庁からは市の要望について丁重にお断りされてきた。

跡地の活用については、これまでも地元のサッカー協会から旧鶴岡南高校山添分校や大山地区の運動広場等へ人工芝サッカー場を整備できないか、旧鶴岡病院跡地も含めて具体的な候補をあげて要望されてきた。

また議会では複数の議員から、人工芝サッカー場整備の見通しについて質問されてきた。県内でも庄内地区はサッカー人口が多いこともあり、長年の要望の経過を踏まえ、旧鶴岡病院跡地に人工芝サッカー場を整備することとなったのが経緯である。

ただちゃアリーナとの関連性だが、ただちゃアリーナは多目的運動施設としてサッカーに限らず、テニスやゲートボール、グランドゴルフ、小さい子どもが遊べる広場、また2階は自由来館型のウォーキングコースがあり、基本的なコンセプトは大会を行う場所ではなく、競技力向上のための練習施設という性格で観客席は設けていない。今回の人工芝サッカー場についても、来年度に基本計画を策定する予定だが、土地の形状から観客席を設ける予定はない。庄内町や酒田市の人工芝サッカー場も観客席は設けず、観客の応援はネットの周辺からという形態で、他自治体にも多く見られることから、今回の人工芝サッカー場は観客席を設けなくても、通常の大会の運営は可能と考えている。

なお、土地の無償譲渡については、県の病院事業局から提案があったものである。

教育長

小真木原運動公園から近く大会開催が柔軟に対応できると考えている。

ほかにご質問、ご意見等はあるか。なければ次に、報告事項（４）について、事務局より報告をお願いします。

中央公民館長

シニアのためのパソコン講座は、地方創生推進交付金を活用し、今年度、デジタル弱者と言われている高齢者向けのデジタル技術活用講座を実施してきた。昨年９月はパソコン講座、１月はスマートフォンでのLINE講座を行ってきたが、今回は最終回としてスマートフォンで撮影した写真をパソコンに取り込み、YouTubeにアップロードする講座を開催する。単に操作を覚えるのではなく、楽しい活用方法を学ぶものであるが、すぐに定員に達することから、来年度も継続実施する予定である。

プラネタリウムひな祭り一般公開については、今年度、デジタル番組のリースを受け、アンパンマン、ポケットモンスター、大人向けのオーロラの調べを上映してきたが、今回で最終の一般公開となる。大人向けのオーロラの調べも好評であり、ぜひご覧いただきたい。

子育て応援講座については、毎年３月頃に女性センターを会場に祖父母世代を主な対象として子育てで何が応援できるかを学ぶ講座である。今回はスクールソーシャルワーカーの木津美加子氏を講師に、子どもの成長や子育て家庭支援において地域住民の理解や協力が大事であることを講話いただく。シニア向けだが誰でも参加することができる。

先月お知らせしたエレベーター工事について、不測の事態により工期が延期となっている。年度内完成を目指し建築課や工事業者と調整中である。

教育長

ただいまの報告についてご質問、ご意見等はあるか。なければ次に、報告事項（４）について、事務局より報告をお願いします。

給食センター

新学校給食センター整備基本構想（案）について報告する。

所長補佐

今後の予定だが、本日の報告後、２月24日（金）を目途にパブリックコメントを募集する。その後、パブリックコメントを経た最終案をまとめ、３月の定例教育委員会で承認いただき、その後、市長決裁を得るものである。これまで定例教育委員会や総合教育会議で説明してきたが、変更点を中心に報告する。

「Ⅲ 本市の給食提供に関する基本的な考え方」の２だが、将来的には１センターを見据えるという表現から施設の統合を見据えた給食センターのあり方を検討するという表現に変更した。

「Ⅳ 新鶴岡センターの整備」について、総合教育会議では基本方針１と基本方針２の順番を替えるとの提案があり、内部で検討したが重要度を

考慮し順番は入れ替えないと判断した。なお、基本方針1では「衛生管理の徹底と」という表現を加えている。基本方針2(1)②は、あいまいな表現があったため「新しい機能的な調理機器の導入と適温での給食提供」と変更した。同じく(2)②は、表現が相応しくないところがあったため「児童生徒や市民と連携した新規献立の開発」と変更した。基本方針3は「つるおからしい食育の推進」と鶴岡の地域性を強調する文言に変更した。基本方針4(1)は、財政負担に配慮しという文言があったが内々の事情のため削除した。

新しい項目として「V 今後の検討課題」「VI 事業スケジュール」を追加した。V1の建設地選定では、施設の統廃合を見据え、学校までの配送時間、電気・ガス等のインフラ条件、周辺環境に配慮し建設地を検討するものである。V2の民間活力を含めた事業手法等の検討では、現在、鶴岡センターは直営、他のセンターは一部外部委託している状況だが、今後、内閣府のPPP/PMI推進アクションプランを踏まえ、本市の給食提供に最適な事業手法を検討する。VIは民間活力の導入を当てはめたときのスケジュールであり、令和11年度を目途とし、来年度は課題等を検討整理したうえで事業概要を決定したい。その後は、PMI導入可能性調査を行う。

教育長 基本構想書の最終ページに用語説明があるのでご覧いただきたい。

ただいまの報告についてご質問、ご意見等はあるか。

4番委員 先月の寒波で給食センターの設備が故障し、給食が提供できない事案があった。寒波は以前もあったと思われるが、そのような故障がなかったと記憶している。今回の故障原因を聞きたい。また、センターが新築された場合、特に寒波対策を講じなくても大丈夫か。

給食センター
所長補佐 今のセンターは築年数が35年だが、寒波対策も講じられている設備である。しかし老朽化で水道管を暖めるヒーターが壊れ、その機械をチェックする仕組みがなかったことが要因である。現在、ヒーターの修繕を行っているが、ヒーターが作動しているかチェックできる機械を設置するため、今後、凍結等による故障発生は防止できるものと考えている。

また、新しいセンターになれば最新鋭の機械を導入されるものであり、寒波対策も考慮し整備計画を考えていきたい。

教育部長 施設管理者として防寒対策に努めてきたが、給食提供ができないという事態を招来したことは大変申し訳なく思っている。

当日、小学校は休校としたが、中学校には学校給食センターを経由しないパン、牛乳、一部米飯について提供可能なものは提供した。しかし十分な給食が提供できないため、午後からの早退となった。

故障の状況は、給湯タンクに給水するパイプ2本がいずれも凍結したも

ので、防寒対策としてパイプに電熱ヒーターを巻き、その上に防寒材を巻いているが、35年が経過し劣化しておりヒーター機能が稼働しなかった。事前対策として、寒波の到来による気温低下等が見込まれる場合、あらかじめ正常に稼働しているかの点検が必要だが、これまでの間、正常に稼働してきたこともあり、想定していた気温が3℃になると稼働し、10℃になると停止するという自動設定を過信していたことが反省点である。

新たに設置する機械は、ヒーターが稼働しているかどうかを確認できるパイロットランプが付いているものに更新する予定であるが、機械を過信することなく、今後も点検は怠りなく行いたい。

教育長

新しい機械が入ったとしても定期点検は必要である。

ほかにご質問、ご意見等はあるか。なければ他に報告事項はあるか。

なければこれをもって2月の定例教育委員会を終了する。

閉 会 （午後4時35分）